

## 【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年6月26日
【会社名】	リョービ株式会社
【英訳名】	RYOBI LIMITED
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 浦上 彰
【本店の所在の場所】	広島県府中市目崎町762番地
【電話番号】	府中(0847)41-1111番
【事務連絡者氏名】	財務部経理担当部長 田中 芳昭
【最寄りの連絡場所】	東京都港区西新橋1丁目7番1号 虎ノ門セントラルビル4階 リョービ株式会社 財務部
【電話番号】	東京(03)3501-0511番
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 財務部部长 川口 裕幸
【縦覧に供する場所】	リョービ株式会社 東京支社 (東京都北区豊島5丁目2番8号) リョービ株式会社 大阪支店 (大阪府高槻市今城町24番12号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成29年6月23日開催の当社第105回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日  
平成29年6月23日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件  
期末配当金は普通株式1株につき金5円とする。

第2号議案 株式併合の件  
(1) 株式併合の割合  
普通株式5株を1株の割合で併合する。  
(2) 効力発生日  
平成29年10月1日

第3号議案 定款一部変更の件  
(1) 定款第2条(目的)に定める事業目的に「保育所事業」を追加する。  
(2) 定款第6条(発行可能株式総数)に定める発行可能株式総数を50,000万株から10,000万株に変更する。  
(3) 定款第8条(単元株式数)に定める単元株式数を1,000株から100株に変更する。  
(4) 上記(2)、(3)の変更は、第2号議案に係る株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、本附則は平成29年10月1日の経過後削除する。

第4号議案 取締役5名選任の件  
取締役として、浦上 彰、横山隆志、鈴木健二郎、山本裕二及び伊香賀正彦の5氏を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案	128,844	6,298	0	可決(93.04%)
第2号議案	135,035	107	0	可決(97.51%)
第3号議案	134,981	161	0	可決(97.47%)
第4号議案				
浦上 彰	128,106	6,861	168	可決(92.51%)
横山 隆志	128,112	7,023	0	可決(92.51%)
鈴木 健二郎	128,115	7,020	0	可決(92.52%)
山本 裕二	129,196	5,940	0	可決(93.30%)
伊香賀 正彦	110,639	24,496	0	可決(79.90%)

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

- 第1号議案の可決要件は、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成です。
- 第2号議案及び第3号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の3分の2以上の賛成です。
- 第4号議案の可決要件は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成です。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを集計したことにより各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため議決権の数の一部を集計していません。

以 上